

普通預金規定新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>1. （預金の目的、預入れ） （略）</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いを行う場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p>	<p>1. （預金の目的、預入れ） （略）</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>改定日 2026 年 10 月 1 日</p> <p>改定日 2026 年 7 月 1 日</p>